

地方自治法施行令の一部を改正する政令—地方自治法施行令 地方自治法施行規則 例規整備*

○地方自治法施行令の一部を改正する政令〔例規整備〕

公布年月日番号 平成23年12月26日政令第410号

施行年月日 公布の日

<概要>

平成23年12月26日、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第410号）が公布され、同日から施行されました。同政令は、「地方公共団体の予算のより適正な執行を確保するため、地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲を拡大するとともに、最近における地方公共団体の財務に関する事務の処理上の要請に鑑み、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲等を改める」（総務省「地方自治法施行令の一部を改正する政令の概要」）ものとされ、その概要は、次のとおりとなっています。

(1) 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲の拡大

長の調査権の対象となる法人等及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人等の範囲を拡大し、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち、条例で定めるものを対象とする。

〔解説〕

今回改正された地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条の上位規定である地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項は、予算の執行の適正を期するため、地方公共団体と特別の関係にある法人の経営状況及び地方公共団体が受益権を有する信託の運用状況について、地方公共団体の長が調査し、報告を徴し、必要な措置を講ずべきことを求めることができる旨の規定となっています。

同項において調査等の対象となる法人の範囲については、政令に委任されており、これまでは当該地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに当該地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社に限られていました。今回の改正では、調査等の対象となる法人に当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上2分の1

未満を出資している法人のうち条例で定めるものが追加されました。

(2) 私人へ徴収・収納事務を委託することができる歳入の拡大

私人への公金の徴収・収納事務の委託が可能な歳入として「寄附金」を追加する。

〔解説〕

私人に対する徴収・収納事務の委託の対象となる歳入については、地方自治法施行令第158条第1項に列挙されています。同項の規定は、限定列挙とされていますので、同項に定めのない歳入については、委託の対象とすることはできません。今回の「寄附金」を加える改正は、いわゆる「ふるさと寄附金」に関する収納業務を私人（コンビニエンスストアを想定）に対して委託できるようにすることを念頭に置いたものとされています。コンビニエンスストアでの納付を可能にすることにより、寄附者の利便性が向上し、寄附件数が増加することが期待されるとして、一部の地方公共団体から要望が出されていました。

(3) 随意契約事由の対象拡大

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によることができるものに準ずる者として総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするときは、随意契約によることができることとする。

〔解説〕

今回の改正は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体又は施設の運営者と実態として同種の活動・事業を行っているにもかかわらず、その対象とならない者であって、同号に規定する団体又は施設の運営者と同様に取り扱うこととしても差し支えないと地方公共団体の長が認定するものについては、同号に規定するものに準ずる者として同様に取り扱うことができることとするものです。

総務省通知（地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成23年12月26日総行第232号））によると、認定の対象になることが想定される者は、次のとおりとされています。

- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援

施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者

② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターとして指定されていないが、実態としてこれらと同様に高年齢者等の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者

③ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体には該当しないが、実態としてこれと同様に母子及び寡婦の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者

また、地方公共団体の長の恣意的な運用を防ぐため、認定に際しては、あらかじめ認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならないこと、認定に必要な基準を定めるとき及び当該基準に基づき認定するときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされています（地方自治法施行規則第12条の2の3、第12条の4）。

(4) 入札による場合の開札時における手続の簡素化

電子入札において、地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときには、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができることとする。

[解説]

競争入札の開札に当たっては、入札者を立ち合わせなければならず、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないとされています（地方自治法施行令第167条の8第1項、第167条の13）。今回の改正は、電子入札に限り、地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときには、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができるようにするものです。

前掲の総務省通知によると、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる場合としては、電子入札システムを導入して競争入札を実施している普通地方公共団体において、当該システムにより開札事務を行う場合に、不正行為が行われる余地がないと判断されるときなどが想定されるとしています。

(5) 普通財産である土地の信託目的の拡大について

公有地信託の信託目的の範囲を拡大し、既に信託された土地の信託の期間の終了後に当該土地の管理又は処分を行うこと、及び信託された土地の処分を行うことを信託目的とすることができることとする。

〔解説〕

信託は極めて弾力性に富む制度であり、信託の目的の設定いかんによっては、現行の財務会計制度の趣旨を逸脱することも考えられる（松本英明『逐条地方自治法』897頁・平成19年・学陽書房）として、地方自治法第238の5第2項では、公有地の信託の目的を政令で定める場合に限定し、それ以外の目的で信託することを制限しています。同項の委任を受けた地方自治法施行令第169条の6第1項の規定は、これまで、信託の目的を「信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。）の管理又は処分を行うこと」に限っていましたが、今回の改正により、信託の目的として「(既に) 信託された土地の信託の期間の終了後に当該土地の管理又は処分を行うこと」及び「信託された土地の処分を行うこと」が新たに加えられました。

<例規整備>

(1) 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲の拡大

各地方公共団体は、改正により新たに加えられた地方自治法施行令第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定を受けた条例の制定を検討する必要があります。

前掲の総務省通知においては、「公金をもって資本金等の4分の1以上2分の1未満という高い割合の出資等をしている法人等のうち必要性があると判断したもののについて長の調査権の対象とするものであるので、条例の制定にあたっては当該法人等の事業内容、出資経緯、出資目的等を個別に検討し判断されたい」とされていますので、条例の内容は、調査等の対象とする法人の具体的な名称を規定するものになると考えられます。

該当例規名 **地方自治法第221条第3項の規定による調査等の対象となる法人を定める条例(新規制定)**

○地方自治法第221条第3項の規定による調査等の対象となる法人を定める条例（ぎょうせい試案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の規定による調査等の対象となる法人を定めるものとする。

（調査等の対象となる法人）

第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。

- （1）一般社団法人〇〇〇〇協会
- （2）一般財団法人〇〇〇〇財団
- （3）一般財団法人〇〇〇〇センター
- （4）〇〇〇〇株式会社

第3条 政令第152条第4項第2号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、次のとおりとする。

- （1）一般社団法人△△△△協会
- （2）一般財団法人△△△△財団
- （3）△△△△株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

備考

- 1 題名は、地方自治法施行令第152条の規定に倣い、「〇〇市（町村）長の調査等の対象となる法人を定める条例」とすることも考えられます。
- 2 地方自治法第221条第3項において調査等の対象となる法人の経営状況については、同法第243条の3第2項の規定により、説明書類を作成し、議会に提出することが義務付けられています。

次の規定（第3号）は、地方自治法施行令第152条の規定を意識した規定となっており、現に条例施行規則においては、「条例第4条第1項第3号の市の出資法人等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人とする。」と定められています。このため、次の規定を地方自治法施行令第152条の規定に合わせ、対象となる法人の出資割合を引き下げる改正をすることが考えられます。この場合、4分の1以上を出資している法人

の全てが対象になるわけではありませんので、確定的な内容を規則に委任する規定とし、条例施行規則の規定との整合をとる必要があると考えます。

該当例規名 **〇〇市政治倫理条例**

該当条文	改正条文
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市及び市の出資法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの<u>2分の1</u>以上を出資している法人及び市と密接な関係にあると認められる法人をいう。以下同じ。）が行う工事等（下請工事を含む。）の請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他の契約に関して特定の業者の推薦、紹介その他の有利な取扱いをしないこと。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市及び市の出資法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの<u>4分の1</u>以上を出資している法人及び市と密接な関係にあると認められる法人で<u>規則で定めるもの</u>をいう。以下同じ。）が行う工事等（下請工事を含む。）の請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他の契約に関して特定の業者の推薦、紹介その他の有利な取扱いをしないこと。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

なお、例規整備を要するものではありませんが、調査等の対象となる法人の拡大は、次のような規定にも関係してきますので、御注意ください。

<p>〇〇市情報公開条例 (出資法人等の情報公開)</p> <p>第27条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項により市が指定するもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その設立目的、業務内容等に応じ、当該出資法人等の保有する情報の公開に努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、出資法人等の保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>〇〇市情報公開条例施行規則 (条例第27条の実施機関が定める出資法人等)</p>
--

第9条 条例第27条第1項の実施機関が定める出資法人等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に定める法人とする。

〇〇市個人情報保護条例

（出資法人等の責務）

第38条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〇〇市個人情報保護条例施行規則

（条例第38条の実施機関が定める出資法人等）

第18条 条例第38条に規定する市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に定める法人とする。

(2) 私人へ徴収・収納事務を委託することができる歳入の拡大

次のような規則（要綱）を定めている場合において、ふるさと寄附金のコンビニ収納を実施しようとする場合においては、対象となる歳入の種類を定める規定に「寄附金」を加えることが考えられます。

該当例規名 **〇〇町コンビニエンスストア等に係る収納事務の委託に関する規則**

該当条文	改正条文
(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第158条の2の規定に基づき、〇〇町の町税及び使用料等（以下「町税等」という。）の収納事務（以下「町税等収納事務」という。）をコンビニエンスストア本部（以下「コンビニ本	(趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第158条の2の規定に基づき、〇〇町の町税及び使用料等（以下「町税等」という。）の収納事務（以下「町税等収納事務」という。）をコンビニエンスストア本部（以下「コンビニ本

<p>部」という。)を介して行う町税等収納事務代行サービス会社(以下「収納代行会社」という。)に委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(町税等収納事務の種類)</p> <p>第2条 ○○町の町税等収納事務の種類は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町県民税 (2) 固定資産税 (3) 軽自動車税 (4) 国民健康保険税 (5) 介護保険料 (6) 保育料 (7) 町営住宅使用料 (8) 駐車場使用料 (9) 土地区画整理事業清算金 (10) 土地区画整理事業保留地処分金 (11) 奨学金 (12) 水道料金 	<p>部」という。)を介して行う町税等収納事務代行サービス会社(以下「収納代行会社」という。)に委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(町税等収納事務の種類)</p> <p>第2条 ○○町の町税等収納事務の種類は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町県民税 (2) 固定資産税 (3) 軽自動車税 (4) 国民健康保険税 (5) 介護保険料 (6) 保育料 (7) 町営住宅使用料 (8) 駐車場使用料 (9) 土地区画整理事業清算金 (10) 土地区画整理事業保留地処分金 (11) 奨学金 (12) 水道料金 <u>(13) 寄附金</u>
---	--

(3) 随意契約事由の対象拡大

一般に、財務規則等の既存の随意契約に関する規定への影響はないものと思われま。本件については、新たに認定事務が発生しますので、必要に応じて、要綱、要領等で当該事務の実施に必要な手続を定めておくことが考えられます。

また、認定事務に関しては、地方自治法施行規則第12条の2の3第1項において、「普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。」と規定されていますが、これについては、例規として定めるのではなく、設定した基準を告示することによってよいと思われま(認定事務に係る要綱、要領等を定め、公表する場合には、その中に基準を盛り込むことでもよいと思われま)。

なお、基準の設定及び認定に当たっては、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされています(地方自治法施行規則第12条の4)。

(4) 入札による場合の開札時における手続の簡素化

競争入札に係る例規において、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定と同様に、開札の際に入札者又は入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない旨の規定を置いている場合は、次の改正例のように改正後の同条第2項相当の規定を加えることが考えられます。

該当例規名 ○○市契約規則

該当条文	改正条文
(一般競争入札の開札及び再度入札) 第11条 一般競争入札の開札は、第4条の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。	(一般競争入札の開札及び再度入札) 第11条 一般競争入札の開札は、第4条の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。</u>
<u>2・3</u> 略	<u>3・4</u> 略

(5) 普通財産である土地の信託目的の拡大について

一般に、整備を要する例規はないものと思われます。

なお、昭和61年に公有地の信託制度が導入された際に、参議院地方行政委員会において、次のような附帯決議がなされています。今回の改正後の地方自治法施行令の規定に基づき公有地の信託制度を運用する場合においても、留意事項として通用するものと思われますので、御紹介いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和61年5月20日

参議院地方行政委員会

政府は、本法施行令の作成及び実施に当たり、次の事項に特段の配慮を払うとともに、適切な指導に努めるべきである。

- 一 公有地の信託制度は、信託による土地の利用目的が一般的な営利の追求ではなく、地域住民の生活利便の向上と地域の健全な発展に資する目的に沿って活用されるべきものであることを周知徹底し、適切な信託契約の締結について留意すること。また、信託される土地の利用については、周辺住民との紛争回避に特段の配慮を払うこと。
- 二 信託の受託者については、業務の適正・公正な執行が確保されるよう、その選定方式等に特段の配慮をするとともに、受託者が行う各種契約については、地方自治法の契約方式に準じて行うよう留意すること。
- 三 地方公共団体の公用、公共用施設の建設等は、地方公共団体の本来の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的として信託が行われることのないよう十分に留意すること。
- 四 地方公営企業における信託制度の活用については、当該公営企業の本来の事業を勘案し、その支障とならないよう十分配慮するとともに、公営企業会計に対する一般会計からの繰り入れを的確に行い、信託による収益に経営基盤を求めることのないよう適切に措置すること。また、地方公営企業の信託については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の予算で定めなければならないものとする。

右決議する。